回覧

# 高齢者インフルエンザ予防接種

※この予防接種は義務ではありません。本人が希望する場合のみ接種してください。

## ＜接種期間＞令和５年10月１日（日）～令和６年１月31日（水）

この期間中に接種した１回のみが公費補助の対象となります。

## ＜接種対象者＞静岡市に住民票があり、次の①または②に該当する方

対象者①　接種日に満65歳以上の方

対象者②　接種日に満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫機能不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有し、その障害の程度が身体障害者手帳１級相当の方

## ＜接種場所＞静岡市と契約している医療機関

・予約が必要な場合がありますので、実施医療機関に直接お問い合わせください。

・実施医療機関リストは各区役所総合案内、長田支所、蒲原支所にあります。
また、静岡市のホームページにも掲載してあります。
（URL：https://www.city.shizuoka.lg.jp/388_000008.html）二次元バーコード→

・市外の医療機関で接種を希望する場合、必ず接種前に静岡市保健所保健予防課にお問い合わせください。
県内の医療機関では費用補助が受けられる場合があります。

## ＜持ち物、自己負担額等＞

○持ち物…身分証明書（保険証など）、予防接種の記録（お持ちの方のみ）、
身体障害者手帳（対象者②でお持ちの方のみ）

○自己負担額…1,650円

※対象者①、②の方のうち、以下の「対象区分」に該当する場合、接種費用が無料になります。該当の場合、以下の持ち物もあわせてご持参ください。

| 対象区分 | 持ち物 |
|---|---|
| 生活保護受給世帯の方 | そのことを証明できる書類 |
| 中国残留邦人等支援法による支援給付を受給している世帯の方 | 本人確認証 |
| 市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）の方 | 介護保険料納入通知書、介護保険料特別徴収開始通知書（令和５年度の介護保険料段階区分が、第１～第３段階であることがわかるもの）又は世帯で一番収入が多い方の令和５年度課税証明書<br>※介護保険料に関する通知は再発行ができません。紛失された場合は課税証明書の交付を申請してください。 |

**静岡市保健所保健予防課　電話　054-249-3173**
（土日祝日、年末年始の閉庁日を除く、平日午前８時30分～午後５時）

## ＜新型コロナワクチンとの接種間隔について＞

新型コロナワクチンの前後にインフルエンザワクチンを接種する場合、接種間隔に関する規制はありません。
接種間隔については、事前に医師と十分相談してください。

**静岡市新型コロナワクチンコールセンター　電話　0120-113-394**
（日・祝日を除く、月～土曜日の午前９時～午後６時）